

## 神奈川県踏切道改良協議会合同会議設置要綱

### (目的)

第1条 神奈川県踏切道改良協議会合同会議（以下「合同会議」という。）は、踏切道改良促進法（昭和36年法律第195号。以下「法」という。）第16条の規定に基づき、神奈川県の踏切道及び地方踏切道改良協議会（以下「協議会」という。）の踏切道を対象に合同で協議することにより、法第4条に規定する地方踏切道改良計画の作成及び実施、法第14条に規定する地方踏切道災害時管理方法その他神奈川県内の踏切道における踏切対策を円滑に進めるために設置する。

### (協議事項等)

第2条 合同会議は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 地方踏切道改良計画の作成及び実施に関し必要な協議
- (2) 法第12条の規定による評価を実施するに当たっての構成員からの意見聴取
- (3) 地方踏切道災害時管理方法の作成及び実施に関し必要な協議
- (4) 法第6条に規定する国踏切道改良計画の作成又は法第15条に規定する国踏切道災害時管理方法の決定に当たっての鉄道事業者からの意見聴取（ただし、(1)及び(3)の対象となる踏切道に係る鉄道事業者と当該国踏切道改良計画又は国踏切道災害時管理方法の対象となる踏切道に係る鉄道事業者が同一の場合に限る。）
- (5) [未指定の踏切道の場合]法第3条又は法第13条の規定による踏切道の指定に向けて必要な協議
- (6) 前5号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項

### (合同会議の組織)

第3条 合同会議は、別表に掲げる協議会（以下「各協議会」という。）の踏切道及び別表に掲げる踏切道（以下「各踏切道」という。）を対象に、合同で会議を開催する。

- 2 合同会議に、議長1名及び副議長1名を置く。
- 3 議長は、国土交通省関東地方整備局長とし、副議長は、国土交通省関東運輸局長とする。
- 4 議長及び副議長は、合同会議の運営に支障がない限りにおいて、代理を選任することができる。
- 5 合同会議の議長及び副議長以外の構成員は、各協議会の構成員、各踏切道の鉄

道事業者及び道路管理者、都道府県知事のほか、議長が必要と認める者とする。

(踏切道改良検討会)

第4条 合同会議は、未指定の緊急に対策の検討が必要な踏切（カルテ踏切）等に関して指定に向けた具体的検討を行うため神奈川県踏切道改良検討会を設置する。

2 踏切道改良検討会に係る規約は別に定める。

(合同会議の開催)

第5条 合同会議は、議長が自ら、各協議会の議長、又は各踏切道の鉄道事業者及び道路管理者双方の求めに応じて招集する。

2 合同会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより協議の実施に支障が生じると認められるものについては、議長の判断により、非公開で行うことができる。

(代理の選任)

第6条 構成員は、合同会議の運営に支障がない限りにおいて、代理を選任することができる。

(協議結果の尊重義務)

第7条 合同会議において、協議が調った事項については、合同会議の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第8条 合同会議事務局は、関東地方整備局道路部地域道路課及び関東運輸局鉄道部計画課に置く。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、合同会議の事務の運営上必要な事項は、別に会議で定めるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和4年1月31日から施行する。

## 別表 改良すべき踏切道関係

協議会名又は踏切道名	法指定年月日 ※空欄箇所は未指定	道路管理者	鉄道事業者
八丁畷第1	R1. 12. 25	横浜市	京浜急行電鉄（株）
花月園前		横浜市	東日本旅客鉄道（株）
京急鶴見第4		横浜市	京浜急行電鉄（株）
古市場	H29. 1. 27	横浜市	東日本旅客鉄道（株）
江ヶ崎		横浜市	東日本旅客鉄道（株）
生見尾(電)	H29. 1. 27	横浜市	東日本旅客鉄道（株）
生麦第2		横浜市	京浜急行電鉄（株）
鶴見小野		横浜市	東日本旅客鉄道（株）
日枝		横浜市	東日本旅客鉄道（株）
並木	H29. 1. 27	横浜市	東日本旅客鉄道（株）
矢向第五		横浜市	東日本旅客鉄道（株）
矢向第二		横浜市	東日本旅客鉄道（株）
浦島		横浜市	東日本旅客鉄道（株）
京急新子安第1		横浜市	京浜急行電鉄（株）
京急新子安第2		横浜市	京浜急行電鉄（株）
子安第1		横浜市	京浜急行電鉄（株）
神奈川新町第1		横浜市	京浜急行電鉄（株）
生麦第5		横浜市	京浜急行電鉄（株）
滝坂		横浜市	東日本旅客鉄道（株）
入江		横浜市	東日本旅客鉄道（株）
白楽1号		横浜市	東急電鉄（株）
白楽2号		横浜市	東急電鉄（株）
井土ヶ谷第1		横浜市	京浜急行電鉄（株）
下岩間		横浜市	東日本旅客鉄道（株）
樹源寺	H29. 1. 27	横浜市	東日本旅客鉄道（株）
上岩間		横浜市	東日本旅客鉄道（株）
上星川1号		横浜市	相模鉄道（株）

上星川7号		横浜市	相模鉄道（株）
上星川8号		横浜市	相模鉄道（株）
星川8号		横浜市	相模鉄道（株）
大仙寺		横浜市	東日本旅客鉄道（株）
東海道		横浜市	東日本旅客鉄道（株）
杉田第1		横浜市	京浜急行電鉄（株）
杉田第2		横浜市	京浜急行電鉄（株）
屏風浦第1		横浜市	京浜急行電鉄（株）
金沢文庫第2		横浜市	京浜急行電鉄（株）
菊名1号		横浜市	東急電鉄（株）
菊名3号	R4. 1. 21	横浜市	東急電鉄（株）
妙蓮寺1号		横浜市	東急電鉄（株）
西谷3号	H29. 1. 27	横浜市	相模鉄道（株）
鶴ヶ峰10号		横浜市	相模鉄道（株）
鶴ヶ峰1号	H29. 1. 27	横浜市	相模鉄道（株）
鶴ヶ峰2号	H29. 1. 27	横浜市	相模鉄道（株）
鶴ヶ峰3号	H29. 1. 27	横浜市	相模鉄道（株）
鶴ヶ峰4号	H30. 1. 19	横浜市	相模鉄道（株）
鶴ヶ峰5号	H30. 1. 19	横浜市	相模鉄道（株）
鶴ヶ峰6号	H30. 1. 19	横浜市	相模鉄道（株）
鶴ヶ峰8号	H29. 1. 27	横浜市	相模鉄道（株）
鶴ヶ峰9号	H29. 1. 27	横浜市	相模鉄道（株）
二俣川1号		横浜市	相模鉄道（株）
川和	H29. 1. 27	横浜市	東日本旅客鉄道（株）
京急川崎(大)第2		川崎市	京浜急行電鉄（株）
京急川崎第1		川崎市	京浜急行電鉄（株）
小田		川崎市	東日本旅客鉄道（株）
川崎大師第1	S63. 7. 13	国土交通省 関東地方整備局	京浜急行電鉄（株）
東門前第1	S63. 7. 13	川崎市	京浜急行電鉄（株）
矢向		川崎市	東日本旅客鉄道（株）
鈴木町第1	S63. 7. 13	川崎市	京浜急行電鉄（株）

鹿島田	H29. 1. 27	川崎市	東日本旅客鉄道（株）
塚越	H29. 1. 27	川崎市	東日本旅客鉄道（株）
元住吉1号		川崎市	東急電鉄（株）
御幸		川崎市	東日本旅客鉄道（株）
向河原駅前	H29. 1. 27	川崎市	東日本旅客鉄道（株）
中丸子第一	H29. 1. 27	川崎市	東日本旅客鉄道（株）
中丸子第三	H29. 1. 27	川崎市	東日本旅客鉄道（株）
武蔵小杉1号	S63. 7. 13	川崎市	東急電鉄（株）
平間駅前	H28. 4. 12	川崎市	東日本旅客鉄道（株）
久地		川崎市	東日本旅客鉄道（株）
坂戸		川崎市	東日本旅客鉄道（株）
大山街道	H29. 1. 27	川崎市	東日本旅客鉄道（株）
第二橋		川崎市	東日本旅客鉄道（株）
津田山第一		川崎市	東日本旅客鉄道（株）
津田山第三		川崎市	東日本旅客鉄道（株）
平瀬第二		川崎市	東日本旅客鉄道（株）
下河原		川崎市	東日本旅客鉄道（株）
観光道	H30. 1. 19	川崎市	東日本旅客鉄道（株）
向ヶ丘遊園4号		川崎市	小田急電鉄（株）
向ヶ丘遊園8号		川崎市	小田急電鉄（株）
宿河原第二		川崎市	東日本旅客鉄道（株）
生田1号	H29. 1. 27	川崎市	小田急電鉄（株）
生田2号		川崎市	小田急電鉄（株）
生田3号		川崎市	小田急電鉄（株）
生田4号	H29. 1. 27	川崎市	小田急電鉄（株）
船島		川崎市	東日本旅客鉄道（株）
中野島第二		川崎市	東日本旅客鉄道（株）
登戸1号	H30. 1. 19	川崎市	小田急電鉄（株）
読売ランド前2号		川崎市	小田急電鉄（株）
柿生1号	H29. 1. 27	川崎市	小田急電鉄（株）
新百合ヶ丘1号		川崎市	小田急電鉄（株）

新百合ヶ丘2号	H29. 1. 27	川崎市	小田急電鉄 (株)
鶴川3号		川崎市	小田急電鉄 (株)
読売ランド前4号		川崎市	小田急電鉄 (株)
大山街道	H29. 1. 27	相模原市	東日本旅客鉄道 (株)
小原	H29. 1. 27	相模原市	東日本旅客鉄道 (株)
小山	H29. 1. 27	相模原市	東日本旅客鉄道 (株)
相模原		相模原市	東日本旅客鉄道 (株)
原当麻第一	R3. 4. 13	相模原市	東日本旅客鉄道 (株)
小田急相模原1号	H29. 1. 27	相模原市	小田急電鉄 (株)
相模大野2号		相模原市	小田急電鉄 (株)
相模大野6号	H29. 1. 27	相模原市	小田急電鉄 (株)
町田2号		相模原市	小田急電鉄 (株)
金沢八景第5		横須賀市	京浜急行電鉄 (株)
八幡第一		横須賀市	東日本旅客鉄道 (株)
須馬		平塚市	東日本旅客鉄道 (株)
鎌倉(客貨)		神奈川県	東日本旅客鉄道 (株)
小町		鎌倉市	東日本旅客鉄道 (株)
第三鎌倉道		神奈川県	東日本旅客鉄道 (株)
田園(電下)		鎌倉市	東日本旅客鉄道 (株)
一本松		藤沢市	東日本旅客鉄道 (株)
学校前		藤沢市	東日本旅客鉄道 (株)
鎌倉道		藤沢市	東日本旅客鉄道 (株)
高座渋谷15号	H29. 1. 27	藤沢市	小田急電鉄 (株)
辻堂		藤沢市	東日本旅客鉄道 (株)
藤沢本町1号踏切道 改良協議会	H29. 1. 27	藤沢市	小田急電鉄 (株)
本鵜沼1号		藤沢市	小田急電鉄 (株)
本鵜沼3号		藤沢市	小田急電鉄 (株)
栢山1号	H29. 1. 27	神奈川県	小田急電鉄 (株)
蛭田1号		小田原市	小田急電鉄 (株)
町田	H29. 1. 27	小田原市	東海旅客鉄道 (株)
富水2号	H29. 1. 27	神奈川県	小田急電鉄 (株)

富水5号	R4. 1. 21	小田原市	小田急電鉄（株）
伍仁原		茅ヶ崎市	東日本旅客鉄道（株）
秋上		茅ヶ崎市	東日本旅客鉄道（株）
小出		茅ヶ崎市	東日本旅客鉄道（株）
浜竹		茅ヶ崎市	東日本旅客鉄道（株）
金沢新道		神奈川県	東日本旅客鉄道（株）
池子		逗子市	東日本旅客鉄道（株）
池田		神奈川県	東日本旅客鉄道（株）
桜ヶ丘11号		大和市	小田急電鉄（株）
桜ヶ丘1号		神奈川県	小田急電鉄（株）
鶴間1号		大和市	小田急電鉄（株）
鶴間3号		大和市	小田急電鉄（株）
東林間7号	H29. 1. 27	大和市	小田急電鉄（株）
南林間1号		大和市	小田急電鉄（株）
伊勢原1号		神奈川県	小田急電鉄（株）
小田急相模原2号		座間市	小田急電鉄（株）
小田急相模原6号		座間市	小田急電鉄（株）
渋沢14号		神奈川県	小田急電鉄（株）
神武寺		逗子市	東日本旅客鉄道（株）
相武台前4号		座間市	小田急電鉄（株）

## 別表 災害時管理を定めるべき踏切道関係

協議会名又は踏切道名	法指定年月日	道路管理者	鉄道事業者
川崎大師第1踏切道	R3. 6. 30	国土交通省 関東地方整備局	京浜急行電鉄(株)
京急川崎(大)第2踏切道	R3. 6. 30	川崎市	京浜急行電鉄(株)
極楽寺4号踏切道	R3. 6. 30	神奈川県	江ノ島電鉄(株)
和田塚4号踏切道	R3. 6. 30	神奈川県	江ノ島電鉄(株)
穴部踏切道	R3. 6. 30	神奈川県	伊豆箱根鉄道(株)
桜ヶ丘1号踏切道	R3. 6. 30	神奈川県	小田急電鉄(株)
大和1号踏切道	R3. 6. 30	神奈川県	小田急電鉄(株)